

【第1回久留米市三潞総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議要旨】

○日 時 令和7年5月28日(水) 15:00～16:30

○場 所 久留米市役所302会議室

○出席者 日高艶子委員、坂口さおり委員、野口明仁委員、平井洋一委員、
手島玲子委員、稲田善嗣委員(6名全員出席)

○開催形態 非公開

議事及び議決の状況

1. 資料確認・開会

2. 委嘱状等交付

3. 健康福祉部 野口次長挨拶

4. 委員紹介

5. 委員長および副委員長の選出

ー委員長に野口委員、副委員長に日高委員を選出ー

6. 選定委員会の運営について

ー事務局より「選定委員会に関する定め」「選定委員会運営要領」を説明ー

《委員より質問・意見なし》

7. 選定委員会審議スケジュールについて

ー事務局より「選定委員会審議スケジュール」を説明ー

《委員より質問・意見なし》

8. 管理運営業務仕様書について

ー事務局より「久留米市三潞総合福祉センター管理運営業務仕様書」別冊2を説明ー

委員： P12の「36 障害者差別の禁止」の合理的配慮について、現状の配慮の例を知っていたら教えてほしい。子どもたちも利用する施設で、身体障害の配慮はしていると思うが、発達に困難を抱えている子にも配慮するという理解でいいのか。

事務局： 本日資料を持ち合わせていないため、第2回の選定委員会にて回答いたしたい。

委員： P7の「14 事業の実施等」の(1)企画事業及び(2)自主事業について、具体的に教えてほしい。

事務局： (1)企画事業は、隣接する「水沼の里2000年記念の森」との一体的な利用を促進するなど、福祉センターの設置目的を達成するための事業を企画提案していただくもの。(2)自主事業はセンターの利用促進に向け、自主事業としての提案をいただくもの。

委員： (1)企画事業は候補者選定における審査の評価対象で(2)自主事業は評価対象でないということか。

事務局：（１）企画事業は、応募する際提出いただく管理運營業務計画書で評価の対象と位置づけている。（２）自主事業は、管理者の責任と費用により提案いただくものであり、管理運営の一部として評価をすることとなる。

委員：「１５ 送迎車の運行」の乗降場所について、記載のあるコミュニティセンターしか、送迎しないということか。また、「１７ 浴場に関する業務」については、厳しい管理になっているのではないか。

事務局：現在の巡回バスは、コミュニティセンターが乗降場所として運行されている。団体送迎については、コミュニティセンターに加え、自治会集会所等についても、乗降場所として利用されている。以上を踏まえ、今回は校区コミュニティセンターを基本とすることを記載しており、コミュニティセンターのみを乗降場所として限定しているものではない。浴場は、法令等の定めにより安全に利用いただけるように取組んでいただくものである。

委員：送迎車は前日までの予約なのか、それとも当日も予約可能なのか。

事務局：現在は２営業日前までに予約を頂いている。今後もその取扱いとしたい。

委員：「２３ 職員の配置」だが、前は人数の指定があったが、今回はない。指定管理者の判断に委ねるとのことか。

事務局：前は応募の事業者が無かったが、これは人件費上昇等が要因であると考えている。今回は、業務遂行や緊急時に対応できる体制を前提に、配置人数の指定を無くして、応募者が幅をもった提案が可能な仕様に変更するもの。

委員：適切に運営しているかどうかチェックを行うのか。

事務局：モニタリング等の定期的なチェックを行っている。

委員：送迎について、利用者が少ないと聞いているが、予約型にして利用者はどのような状況か。

事務局：今年度の事業は、令和７年６月から運用を予約制に変更する予定のため、まだ把握していない。

委員：送迎について、コミュニティセンターのみに行くのか、予約があった場所のみに行くのか詳しく教えてほしい。

事務局：現在はコミュニティセンターを巡回する運用となっている。次期の指定管理期間では、予約制として、指定の場所へ向かうということを基本とする仕様になっている。

委員：送迎車の大きさはどの程度なのか。また、避難所として開館される際は、指定管理者の従事者はいないという認識でよいのか。

事務局：現在の送迎車については、運転手を含めて１０人乗り。送迎車の大きさは、利用者数を見て、指定管理者が決定するものとし、仕様に１０人乗りの規定はしていない。

P9の「１９ 防災・緊急対応」（４）に避難所開設の場合は、施設及び物品の提供としており、指定管理者への従事者の従事は求めている。

委員：送迎についてだが、どの程度予約希望者がいるのか不透明で、コスト面の想定がしにくいのではないか。同じ場所でも、時間別に３回行く場合もあると

思う。コストが変わってくるため、時間を区切る等した方がいいのではない
か。

事務局： ここまでを担保してほしいという仕様にはしていない。2 営業日前までに予
約という想定をしており、全ての要望に応えるのではなく、一定の調整はでき
るようにしている。

委 員： あくまで、指定管理者判断ということになるのか。

事務局： そのとおり。

委 員： 防災のマニュアルは、指定管理者が決定して作成ということか。

事務局： 災害時における行動マニュアルは、指定管理者が作成することとなる。

委 員： 災害がおきた時の開館や閉館の判断についてはどうか。

事務局： 大雨の際等は、市と指定管理者で協議し決定している。今後も同様の運用を
行う予定。

委 員： 「14 事業の実施等」、「(1) 企画事業」において、隣接する「水沼の里
2000 年記念の森」は公園のことを指していて、近隣の体育館や三潁生涯学
習センターは含まれていないということか。

事務局： 企画事業については、福祉センターの設置目的を達成するための事業を提案
いただくことを予定しているため、公園だけではなく、体育館や三潁生涯学
習センターも含むと想定している。

委 員： 企画事業については、「隣接する「水沼の里 2000 年記念の森」との一体的な
利用を促進するなど」という表現では、「水沼の里 2000 年記念の森」の利用
の促進の方法を様々提案してほしいと取れるため、「隣接する「水沼の里 2000
年記念の森」等の周辺施設との一体的な利用を促進するなど」と表現を変更
してはどうか。

委員長： 修正の提案があったが、修正するというところでよろしいでしょうか。

委 員： 委員了承。

事務局： 確認された内容で修正する。

9. 議題

―事務局より「(1) 募集要項 (案) について」及び「(2) 選定要領 (案) について」
を説明―

委 員： 公募の金額は前回と変更しているのか。

事務局： 前回募集時は、約 181,700 千円、今回は 266,000 千円を計上している。約
84,000 千円の見直しを行った。人件費が伸びることを見込んで増額してい
る。

委 員： 9 月の第 2 回選定委員会で書類審査をするが、事業者が提出した資料を事前
に見ることはできるのか。

事務局： 第 2 回選定委員会は、資格の要件を満たしているかどうか、事務局で確認
したものに対して、委員の皆様から確認やご意見をいただくこととなってい
る。その後、プレゼンテーションの第 3 回選定委員会を開催し、各委員
からご質問をしていただき、評価と採点をしていただく流れになる。第 2

回選定委員会は、点数をつけるのではなく、書類の確認となる。

委員の皆様には事前に資料配布を行う。

委員： 審査項目を変更したとあったが、どのような変更をしたのか。

事務局： 「１３ 審査基準」(２)の③の「前文」と「また」以降が別項目であったが、合わせた形とした。(４)の③も「前文」と「また」以降が別項目だったが関連するということで一つの項目として合わせた形とした。

委員： 別紙１の審査表には、仕様書に記載がある施設の管理運営に関する基本的な考え方が網羅されているのか。審査表には、衛生管理と環境という言葉がないように見えたが。

事務局： 環境については、審査基準の(３)②に記載している。衛生管理については、関係法令等を遵守することが必須のため、仕様書にて、適切な対応を求めている。

委員長： それでは、募集要項・選定要領、審査表、選定に係る最低基準について、了承してよろしいか。

《全委員了承》

委員長： 募集要項・選定要領において、今後、誤字・脱字等あった場合は、重大な事項を除いては、委員長と事務局で調整したいが、よろしいか。

《全委員了承》

１０ その他

(１) 第２回、第３回選定委員会の日程について

一事務局より、後日委員の皆様と日程調整を行い確定させていただく。

閉会